

様式第二（第四条関係）

（表面）

		第	号
消費生活用製品安全法第41条第3項の規定による			
写		立入検査証	
真		官職及び氏名	
押出 スタンプ		年	月 日生
		年	月 日交付
		消費者庁長官	印

（裏面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～11（略）

12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二（略）

十三 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四（略）

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。